

## 補助金等評価の進め方について

### 1. 考え方

- 「補助金適正化に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき審査を進めます。
- 今年度はガイドラインで定めた評価時期に基づき「個人補助金」「団体補助金：事業費補助金ソフト事業」を評価対象とします。
- 1次評価（担当課）、2次評価（総合政策課）の終了した補助制度について、外部評価を行っていただきます。
- 外部評価いただく補助制度は、以下の観点から抽出します。
  - ① 前回の評価以降に制定された新規補助制度（令和元年度～令和3年度）  
※新型コロナウイルス感染症対策に関する補助制度は除きます。
  - ② 前回の評価に基づいた改正等がされていない補助制度
  - ③ 2次評価において、外部評価が必要と判断した補助制度  
(効果が乏しい、利用が少ない等)

### 2. 全体の進め方

- 3回（12月23日、1月31日、2月13日）かけて、補助事業の内、外部評価すべき補助制度について評価を実施していただきます。

- 1) 12月23日：①前回の評価以降に制定された新規補助制度（令和元年度～令和3年度）
- 2) 1月31日：〔② 前回の評価に基づいた改正等がされていない補助制度〕
- 3) 2月13日：〔③ 2次評価において、外部評価が必要と判断した補助制度〕
- ※各日とも10～12補助制度程度を審議いただきます。
- ※補助制度の抽出状況によっては、「3）2月13日」は開催しない又は中間答申の取りまとめとさせていただきます。

- 2グループ制（ファシリテーター及び書記付き）で実施します。
- 1事業につき15分程度を想定（説明5分、審議10分）

### 3. 第1回の進めかた（敬称略）

< 2グループに分かれて審議実施 >

- ファシリテーターは各グループの司会進行を行う。
- 書記は付箋で各委員の意見を記し、模造紙に張り出すことで審議を促進する。

Aグループ（倉田会長、北見委員、下口委員、玉田委員、事務局(司会及び書記)）  
防災安全課（1）、健幸づくり推進課（4）、文化財課（1） 計6制度

Bグループ（小田副会長、片山委員、神田委員、中島委員、事務局(司会及び書記)）  
総合政策課（1）、経済振興課（3）、都市政策課（1） 計5制度

- 審議終了後、各グループの意見を共有する。

(様式1)

補助金等評価書

担当課により記載

作成・更新日

令和 4 年 月 日

区分	既存
----	----

補助事業名		担当部課	
補助要綱		根拠法令	
総合計画体系		分類	
		開始年度	経過年数 終了年度
事務事業			年 R 前回評価結果

1.事業概要

補助の目的			
補助が必要な理由			
補助対象者			
補助対象事業			
補助率／補助額		上限額	
上乗せ補助がある場合の根拠			

「分類」

(1)制度的補助金

(2)政策的補助金

①個人補助金

②団体補助金: 団体運営補助金

③団体補助金: 事業費補助金ソフト事業

④団体補助金: 事業費補助金ハード事業

「ガイドライン3ページを参照」

・今年度は①と③が評価対象

「ガイドライン7ページを参照」

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
①						
②						
補助額					-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	0	0	0	0	-	-
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数					-	-
実績報告書				-	-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約						-
団体決算書	団体運営費補助金の場合に記載 ⇒ 今回は記入不要					-

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	}	「補助原則」 ・4つの原則を満たすことが必須条件 「ガイドライン4ページを参照」
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	}	「交付基準」 ・支出の際は、当該基準で精査を行い、必要があれば内容の改正を行う。 「ガイドライン5・6ページを参照」
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)		「1次・2次」 ・1次:担当課による評価、 ・2次:総合政策課による評価  ・評価項目の全てを満たす場合は、「○」を選択 ・評価項目を満たさない場合は、「×」選択し、特記事項に理由を記載
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		
	運営費補助	重複補助の有無		
適切な会計処理		①団体の会計処理が適切に行われていること		
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次		「区分」 ・1次:担当課による評価 ・2次:総合政策課による評価 ・外部:行革委員会による評価 ・最終:市長・副市長による最終評価  「評価」 ・「継続/改正/廃止①/廃止②」から選択 ※廃止①=補助制度として廃止するもの ※廃止②=ガイドラインに基づき、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討するもの
2次		
外部		
最終		